

●委員会等の議事要旨の公開等に関するガイドライン

平成 30 年 3 月 30 日
日本学術会議第 261 回幹事会決定

1. 目的

本ガイドラインは、日本学術会議における審議を適切に記録及び公開することにより、日本学術会議の活動の透明性を確保するとともに、日本学術会議の活動に関する情報を社会に発信することを目的とする。

2. 対象となる会議体

本ガイドラインの対象は、「会議等」とし、次に掲げる会議体を指す。なお、総会は、「日本学術会議会則」（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）第 18 条第 5 項において会議録を作成し閲覧の用に供するものとされていることから、本ガイドラインの対象とはしないが、適切に会議録を作成、承認及び公開するものとする。

- (1) 幹事会
- (2) 部会
- (3) 連合部会
- (4) 委員会
- (5) 分科会
- (6) 小委員会
- (7) 小分科会
- (8) 若手アカデミー

3. 議事要旨の作成

すべての会議等の議長は、会議等を開催した場合の議事要旨の作成、承認及び公開に責任を持つものとし、議事要旨の作成者（原則として委員のいずれか）を指名する。なお、分野別委員会については、「日本学術会議分野別委員会及び分科会等について」（平成 20 年 10 月 23 日日本学術会議第 67 回幹事会決定）に基づき、幹事等が議事要旨を作成するものとする。

4. 議事要旨への記載事項

(1) 議事要旨への記載が必須である事項

議事要旨には、「日本学術会議の運営に関する内規」（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 23 条第 2 項に規定する次の事項（以下「必須記載事項」という。）を必ず記載するものとする。ただし、必須記載事項を具体的にどのように記載するかについては、各会議等がそれぞれ自由に決めるものとする。

① 会議の名称

会議等の名称のほか、何回目の開催に当たるかについても記載する。また、議事要旨の標題の一部をもって会議等の名称を記載したものとみなすことができる。

- (例 1) ○○委員会（第○○期・第○回）
- (例 2) 第○○回幹事会 議事要旨（※標題の一部とする場合）
- (例 3) 日本学術会議 ○○委員会○○分科会（第○○期・第○回）

② 開催日時

開催年月日、曜日、開始時刻及び終了時刻を記載する。

③ 開催場所

会議等が開催された建物、会議室（会場）を記載する。

（例）日本学術会議 5-A（1）会議室

④ 出席者

原則として、会議等に参加した者の氏名（名簿を別途公開している場合には姓のみでも可）を記載する。ビデオ会議による参加の場合は、その旨がわかる記載とする。

⑤ 議事概要

会議等における議事の経過及び決定事項について記載する。基本的には議事次第に沿って審議の結果を記載すれば足りるが、各会議等の判断により、以下の事項について記載することもありうる。

- 1) 主な質疑応答の概要に関する記載
- 2) 意見や発言の逐語的な記録
- 3) 発言者名

（2）上記必須記載事項以外の事項（会議欠席者、事務局陪席者、配布資料名等）の記載は、任意とする。

5. 議事要旨の承認及び公開

（1）議事要旨の承認は、次に掲げる方法等により当該会議等出席者（参考人を含む。）が確認した後に行うこととし、承認後は議事要旨の「案」「未定稿」等の記載を削除して議事要旨が確定したことを明確にする。

①会議等開催後にメール等により出席者が議事要旨の内容を確認し、出席者全員が確認したことが明らかになった後、次の会議等において承認を得る。

②会議等開催後にメール等により出席者が議事要旨の内容を確認し、出席者全員が確認したことが明らかになった後、承認については議長に一任する。

（2）承認後の議事要旨は、原則として、日本学術会議のウェブサイト上に公開する。

（3）ウェブサイトへの議事要旨の公開は、会議等開催後、速やかに行うものとする。議事要旨作成者は、遅くとも会議等開催後8週間以内に、承認後の議事要旨を事務局の会議等担当者に提出するよう努める。会議等担当者は、速やかにウェブサイト公開手続きを進め、遅くとも会議等開催後9週間以内に当該議事要旨がウェブサイト上に公開されるよう努める。

6. メール審議の取扱い

メール審議については、原則として1から4の規定に準ずるものとし、メール審議であることを明記すること。ただし、メール審議における記載事項のうち、出席者については、出席者人数の記載があれば足りる。

附 則

本ガイドラインは、平成30年5月1日から施行する。

ただし、平成29年10月1日～平成30年5月1日までの間に開催された会議等については、原則として平成30年7月3日までに議事要旨をウェブサイト上に公開するものとする。

第298回幹事会議事要旨

日 時 令和2年9月10日(木) 13:30~17:10

場 所 オンライン会議により開催

出席者 (会 長) 山極 壽一

(副会長) 三成 美保、渡辺 美代子、武内 和彦

(第一部) 町村 敬志、橋本 伸也、久留島 典子、溝端 佐登史

(第二部) 石川 冬木、平井 みどり、武田 洋幸、丹下 健

(第三部) 大野 英男、徳田 英幸、高橋 桂子、米田 雅子

(事務局長) 福井 仁史

(事務局次長) 山口 雄二

(課長等) 後藤 一也、酒井 千冬、高橋 雅之、松室 寛治、市川 恭子

審議事項等

1 前回議事要旨の確認が行われた。

2 以下の公開審議が行われた。

(1) 「日本学術会議総会及び部会(第25期第1回)の開催方法について」を幹事会として決定することについて引き続き検討を行うこととなった。

(2) 「学術フォーラム・公開シンポジウムにおける動画の教育目的利用について」を幹事会として決定することについて承認した。

(3) 提言「持続可能でレジリエントな国際社会のための学術からの提言—知の統合オンライン・システムの構築とファシリテータの育成—」について、科学技術を活かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会小池俊雄委員長及び林春男副委員長より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(4) 提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」について、経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会鈴木久敏委員長及び山本昭二副委員長より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(5) 報告「情報教育課程の設計指針—初等教育から高等教育まで」について、情報学教育分科会萩谷昌己委員長及び徳山豪副委員長より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(6) 提言「感染症対策と社会変革に向けたICT基盤強化とデジタル変革の推進」について、第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会秋葉澄伯委員長及びユビキタス状況認識社会基盤分科会東野輝夫委員長より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(7) 提言「「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて—性暴力に対する国際人権基準の反映—」について、ジェンダー法分科会三成美保委員長及び後藤弘子委員より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(8) 提言「我が国における移植医療と再生医療の発展と普及」について、移植・再生医療分科会澤芳樹委員長より説明があり、審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

(9) 提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して—2030年に向けた課題—」について、男女共同参画分科会三成美保委員長及び伊藤公雄幹事より説明があり、

審議の結果、所要の修正を行うことを条件に承認した。

3 その他事項として、今後の幹事会等の開催日程について確認した。

4 以下の非公開審議が行われた。

(1) 日本学術会議の活動状況等に関する年次報告の作成について決定することについて承認した。

●幹事会における提言及び報告の審議の手順について

〔平成29年12月22日
日本学術会議第258回幹事会申合せ〕

幹事会における提言及び報告（以下「提言等」という。）の審議は、以下に定める要領に従って行うものとする。

- 1 分野別委員会又は分科会から提出された提言等の案については各部が、課題別委員会又は分科会から提出された提言等の案については「科学と社会委員会」が、機能別委員会の分科会から提出された提言等の案については各機能別委員会が、それぞれ責任をもって査読する。
- 2 事務局は、原則、幹事会開催の14日前までに幹事会の構成員に提言案を送付する。
- 3 事務局は、幹事会からの意見に基づき、別紙様式に沿って指摘事項一覧案を作成する。
- 4 上記1の査読分担に従い、当該部又は委員会は、指摘事項一覧案の確認を行う。
- 5 事務局は、確認を経た指摘事項一覧を、提言等の案を作成した委員会又は分科会（以下「作成委員会又は分科会」という。）に送付する。
- 6 作成委員会又は分科会は、修正を行った提言等の案及び指摘事項一覧に対する回答を事務局に送付する。事務局は、これを幹事会の構成員に送付する。
- 7 幹事会の構成員は、修正を行った提言等の案及び指摘事項一覧に対する回答に基づき、自己の指摘に対する修正がなされているか確認し、必要に応じて追加的な指摘を行う。これらの指摘は事務局が取りまとめ、作成委員会又は分科会に送付する。
- 8 上記の過程を経て、指摘を行った全ての構成員が了解した後、会長が最終確認を行う（会長が作成委員会又は分科会の委員を務める場合の最終確認者は、別途幹事会が指名する。）。
- 9 会長から最終確認が得られた後、事務局は所要の公表手続きを行う。
- 10 勧告、要望、声明及び回答にあつては、提言等に準じることを原則とし、必要に応じ、幹事会において特例的な扱いを定める。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

第〇回幹事会（令和〇年〇月〇日）での指摘事項一覧

（事務局確認）（確認者：〇〇）

一覧表の「委員会回答」欄で「修正した」とされている個所は全て、委員会訂正版の「提言」において一定の修正されていることを、事務局が確認済です。個別の指摘事項に沿った修正箇所については、事務局で以下の2種類に分類しています。

- A. 幹事会の指摘どおりに修正されている（体裁・文言等）。
- B. 一定の修正が行われている（内容に関わるため、適否は事務局で判断しない）。

1 提言（報告）案「〇〇〇〇」

（作成：〇〇〇〇委員会（分科会））

2 幹事会での指摘事項

頁等	指摘事項	委員会（分科会）回答	事務局 確認

3 追加指摘事項

--	--	--	--